

株式会社ミナミル

訪問看護ミナミル

## 訪問看護サービス契約書

- ・重要事項説明書
- ・契約書
- ・個人情報使用に関する同意書
- ・24 時間対応体制加算  
緊急時訪問看護加算同意書

**MinaMiru**  
MEDICAL SERVICES

# 重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所が利用対象者又は代理人と契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容は、次のとおりです。  
不明な点などがありましたら、遠慮なくご質問ください。

## 1. 事業所の概要

事業者名	株式会社ミナミル 訪問看護ミナミル
管理者	那須 絵理香
住所	千葉県流山市鰯ヶ崎 8-3 シナプス南流山 1 A
連絡先	電話 04-7189-7257
サービス提供地域	流山市、柏市、松戸市、我孫子市

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	看護およびリハビリテーション等のサービスを提供することにより、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li><li>・要介護状態の軽減や悪化の防止など予防的な関わりを行います。</li><li>・市町村や近隣の他の保健・医療・福祉サービス提供者と密接な連携を保ち、総合的なサービス提供に努めます。</li><li>・人権の擁護や虐待の防止のため体制を整え、従業員には必要な研修を行います。</li><li>・訪問看護提供終了時には利用者様や御家族様への指導や主治医や居宅介護支援事業者へ情報提供を行います。</li></ul>

## 3. 訪問看護の実施可能日時

営業日	月曜～金曜・土曜日・日曜日
営業時間	9：00～18：00（緊急時連絡については、24時間対応）
定休日	祝日、年末年始（12月30日～1月3日） ※当事業所で緊急対応が必要と判断した場合には、この限りではない

## 4. 事業所の職員体制

看護職員	看護師 常勤 3名
リハビリ職員	理学療法士 常勤 1名 非常勤 1名 言語聴覚士 非常勤 1名
事務職員	非常勤 1名

## 5. 利用料

### 【介護保険適用】

※介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額

### 【医療保険適用】

※訪問看護療養費告示上の額に各利用者の医療証に記載された負担割合を乗じた額  
別表

## 6. 利用料の請求及び支払い

利用料の請求	利用料を計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求は、利用明細を添えて、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けいたします。
利用料のお支払い	請求書に付属する利用明細の内容を確認の上、請求月の 25 日までにお支払い下さい。口座振替をご利用の場合には 27 日に引き落としになります。 お支払いが確認できましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をお願いいたします。

※利用料の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、さらに支払い催促から 14 日以内にお支払いがない場合は、契約を解除した上で未払い分のお支払いをして頂きます。

## 7. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持	事業者及びその従業員は、正当な理由がないかぎり、サービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を第三者に漏らしません。契約終了後も秘密保持の義務は継続します。
--------------------	--

## 8. 個人情報の使用

個人情報については、利用者およびその家族等の同意を得た上で、以下に記載する要件で必要最小限の範囲で使用することがあります。

使用目的	事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。
使用条件	個人情報の提供は、使用目的に記載する範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
個人情報の内容	・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族の状況 ・ 認定調査票（特記事項含む）、主治医意見書、介護認定調査会における判定結果の意見（認定結果通知書） ・ その他の情報

## 9. 訪問看護及びリハビリテーションに関する相談、苦情窓口

事業者の窓口	1. の事業者概要と同一
受付時間	3. の訪問看護及びリハビリテーションの実施可能日時と同一
市町村の窓口	流山市健康福祉部介護支援課 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1 電話 04-7150-6531 柏市保健福祉部高齢者支援課 柏市柏 5 丁目 10 番 1 号 電話 04-7168-1996 松戸市福祉長寿部介護保険課 松戸市根本 387 番地の 5 電話 047-366-7370 我孫子市健康福祉部高齢者支援課 我孫子市我孫子 1858 番地 電話 04-7185-1111
公的団体の窓口	千葉県国民健康保険団体連合会 千葉県稲毛区天台 6 丁目 4-3 電話 043-254-7318

## 10. 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。把握した状況の検討を行い、当面および今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者は必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

## 11. 訪問看護及びリハビリテーション担当者

看護師 \_\_\_\_\_

理学療法士 \_\_\_\_\_

看護師等は、指定訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求める等の適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

利用者の主治医 \_\_\_\_\_ 先生 \_\_\_\_\_

医療機関名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

## 12. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問看護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### ※訪問看護指示料について

訪問看護を実施するためには、主治医より訪問看護指示書の交付が必要となります。交付されると、各病院・医院より利用者へ訪問看護指示料（請求額は各種医療保険の個人負担割合により異なります）が請求されます。主治医によって訪問看護指示書の交付頻度は異なります。

当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、利用者・利用者の代理人に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項及びサービス内容を説明しました。

重要事項説明年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【サービス提供事業者】 所在地 千葉県流山市鱈ヶ崎 8-3 シナプス南流山 1A

名 称 株式会社ミナミル 訪問看護ミナミル

管理者 那須 絵理香

重要事項説明者 \_\_\_\_\_

# 契 約 書

利用者： \_\_\_\_\_ 様（以下、利用者とする）

事業者： 株式会社ミナミル（以下、事業者とする）

## （訪問看護サービス契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護及び在宅におけるリハビリテーションのサービス提供を行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見にしたがって、利用者に対しサービスを提供します。
- 3 利用者は、事業者からサービス提供を受けたときは、事業者に対し、重要事項説明書の記載に従い、利用料の自己負担分を支払います。

## （契約期間及び自動更新）

- 第2条 この契約の契約期間は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の3日以上前に利用者から契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新となります。

## （居宅サービス計画変更の援助）

- 第3条 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡するなど必要な援助を行います。

## （サービス内容の変更）

- 第4条 事業者が提供するサービスは、重要事項説明書の目的と運営方針に沿ったサービス内容を提供していくこととする。
- 2 利用者は、いつでもサービスの内容（利用回数等含む）を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

## （介護保険・医療保険の適応を受けないサービスの説明）

- 第5条 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険または医療保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(利用者の解除権)

第7条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合。
- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

第8条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

(利用料の滞納)

第9条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を1か月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、14日以上期間を定めて、期間内にその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者担当の介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡したとき
- 二 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされたとき
- 三 第7条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされたとき
- 四 第8条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 五 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 利用者の要介護場外区分が、自立とされた場合。



(損害賠償)

- 第 12 条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
  - 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、それらの個人情報を用いません。

(苦情処理)

- 第 13 条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも重要事項説明書記載の苦情申し立て機関に、苦情を申し立てることができます。
- なお、当事業所の苦情申し立て窓口は下記の通りです。
- 名 称 株式会社ミナミル 訪問看護ミナミル  
担当者 那須 絵理香 (管理者)  
電 話 04-7189-7257
- 2 事業者は、利用者提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
  - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存・開示)

- 第 14 条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者は、利用者提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
  - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(契約外条項)

- 第 15 条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

本契約を証するため、利用者と事業者は署名または記名のうえ本契約書を2通作成し、利用者と事業者各1通保有します。

契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**【利用者】**

私は、重要事項及びサービス内容の説明を受け、この契約書に基づく訪問看護サービスの利用を申し込みます。

〈利用者〉

住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

〈署名代理人〉

住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

〈緊急連絡先〉

①お名前 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ (関係 \_\_\_\_\_ )

②お名前 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ (関係 \_\_\_\_\_ )

**【事業者】**

私は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、利用者 利用者の代理人に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項及びサービス内容を説明しました。また、訪問看護の事業者として、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 株式会社ミナミル

事業所 訪問看護ミナミル

代表者 代表取締役 那須 達彦

電話 04-7189-7257 FAX 04-7189-7284

介護保険事業所番号：1262390334



# 個人情報使用に関する同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記の必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 使用目的

- (1) (介護予防) 訪問看護サービスの提供を受けるに当たって、担当職員と地域包括支援センター及び(介護予防) 居宅サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1) ほか、居宅介護支援事業所又は介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 病院、診療所等にて受診または入院する際に医療機関等への情報提供が必要な場合

## 2 個人情報を提供する事業所

- (1) (介護予防) サービス提供計画に掲載されている地域包括支援センター及び(介護予防) 居宅サービス事業者
- (2) 受託した居宅介護支援事業所
- (3) 病院又は診療所（診療や入院先等の連携する医療機関）

## 3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

## 4 使用する条件

個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れないよう細心の注意を払う。

年 月 日

株式会社ミナミル 訪問看護ミナミル

利用者 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

署名代理人 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

# 24 時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算同意書

年 月 日

株式会社ミナミル 訪問看護ミナミル

下記内容を把握した上で 年 月 日より、24 時間対応体制加算・緊急訪問看護加算に同意します。

1. 24 時間対応体制加算（医療保険）・緊急時訪問看護加算（介護保険）を契約に伴い 24 時間 365 日看護師と連絡をとることが可能となります。
2. 必要時は休日や時間外でも緊急訪問を受けることができます。
3. 月 1 回、料金表に記載された料金が加算されます。

利用者 住所

---

氏名

---

署名代理者

続柄

---

住所

---

氏名

---